

仙台市市民センターの使用料に関する要綱の一部改正

仙台市市民センターの使用料に関する要綱（平成2年8月29日市長決裁）の一部を次のように改正する。

現 行	改正案
<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第6条の規定に基づく使用料の減免は、社会教育活動及びコミュニティ活動のためにセンターを使用する場合に行うものとし、使用区分及び減免の割合は別表に定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、第7条の規定に基づき条例別表第1の表に定める額の3倍に相当する額を適用される使用の場合又は団体本来の活動以外での使用の場合は使用料の減免を受けることができない。</p> <p>3 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免登録申込書に区長が必要と認める書類を提出し、その減免を受ける資格について登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の登録の有効期限は、登録を受けた年度の翌年度の5月31日とする。ただし、別表第2項から第5項に掲げる団体については、有効期限を設けないものとする。</p> <p>5 区長は、偽りその他不正の手段により減免登録の申し込み又はセンターの使用がなされたことが判明したときは、当該登録を抹消し、又は取り消すことができる。</p> <p>6 【略】</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成2年9月4日から実施する。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免登録申込書に区長が必要と認める書類を提出し、その減免を受ける資格について登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の登録の有効期限は、当該登録を受けた年度の翌年度の5月31日とする。ただし、別表第2項から第5項までに掲げる団体については、有効期限を設けないものとする。</p> <p>5 区長は、偽りその他不正の手段により第3項の登録の申し込み又はセンターの使用がなされたことが判明したときは、当該登録を抹消し、又は取り消すことができる。</p> <p>6 【略】</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この要綱は、平成2年9月4日から実施する。 (仙台市シルバーセンター又は仙台市福祉プラザの福祉団体登録証の交付を受けている団体に対する使用料の減免に係る特例)</p> <p>2 仙台市シルバーセンター管理運営要領（平成4年1月21日民生局長決裁）3(6)二の福祉団体登録証又は仙台市福祉プラザ管理運営要領（平成6年8月24日民生局長決裁）3(4)二の福祉団体登録証（以下この項及び次項においてこれらを「登録証」という。）の交付を受けている団体が、令和6年11月1日から令和8年3月31日までの間にセンター</p>

を使用する場合において条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとするときにおける使用区分及び減免の割合は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

使用区分	減免の割合
登録証の交付を受けている団体が令和6年10月31日以前において仙台市シルバーセンター又は仙台市福祉プラザを使用していた目的と同じ目的により行う総会、役員会、研修会、大会等に使用する場合	10割

3 前項に規定する団体が当該団体が交付を受けた登録証を提示したときは、第5条第3項の登録を受けているものとみなす。この場合における当該団体に係る同条第4項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「の登録」とあるのは「の登録（附則第3項の規定により当該登録を受けているものとみなされたものに係るものに限る。）」と、同条第4項中「当該登録を受けた年度の翌年度の5月31日」とあるのは「令和8年3月31日」とする。

附 則

この改正は、令和6年8月2日から実施する。